

奈良 クレーム申告書

申請日 年 月 日

- 必要事項を記入の上、当申告書をFAX0743-57-5300までお送りください。
○FAX以外では受付できません。 ※平日17時30分以降、日曜日・休業日は、翌営業日の受付となります。
○クレーム申告期間については内容によって異なります詳しくは規約をご覧ください。
※搬出前まで(当日含む火曜日17時まで) 通常クレーム(当日含む17時30分まで)等
○当組合着信後、30分以内に受領印を捺印の上、FAXにて申請書を返信いたします。
※時間帯によっては 30分以内に信出来ないことがあります。
○クレーム申告は1台の車輛につき1回限りとなります。※但し、受付期間の異なるクレームは除く。

クレーム対応について

- クレーム申告期限を過ぎた場合、いかなる申告もノークレームとなります。
○クレーム申立てに要する費用(見積料等)は落札店の負担となります。見積は原則として当該車両の
正規販売店作成のものに限ります。
○クレームの裁定はJU奈良規約及び当組合の裁定によります。

申告会員・車輛(すべて記入をお願いいたします。)

会員番号		都道府県	
会社名			
FAX番号		ご担当者名	
TEL番号		携帯電話番号	
開催回数		出品番号	
車名			

申告内容

	着信済
 奈良 クレーム申告FAX : 0743-57-5300	